

社会福祉法人交北会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 交北会(以下「当法人」という)定款第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会等の出席の報酬)

第2条 評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(業務の報酬)

第4条 理事長は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

2 評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

評議員

名 称	報酬日額
評議員会への出席	10,000 円(税別)
上記の他、法人業務のための出勤	〃

理事

名 称	報酬日額
理事会への出席	10,000 円(税別)
上記の他、法人業務のための出勤	〃

監事

名 称	報酬日額
評議員会、理事会、監事監査等への出席	10,000 円(税別)
上記の他、法人業務のための出勤	〃

評議員選任・解任委員

名 称	報酬日額
評議員選任・解任委員等への出席	10,000 円(税別)
上記の他、法人業務のための出勤	〃

別表2

名 称	報酬日額
理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会 出席以外業務	10,000 円(税別)

※ 交通費は片道 20Km 以上のものには実費弁償とする。